

一般社団法人日本人間工学会 研究奨励賞選考規程

第1条 (本賞の目的)

本賞は、若手研究者を中心になされた将来性を期待できる研究成果について表彰することで、当該研究と当該研究者の今後の発展を奨励するものである。

第2条 (本賞の対象)

本賞は、対象年の「人間工学」誌上に掲載されたすべての総説、原著、資料、技術報告のうち、第1条の目的に合致する論文に対して授与されるものとする。なお、論文のテーマは問わないが、筆頭著者は対象年の末時点で本学会会員かつ編集委員会受付日に39歳以下であることを条件とする。

第3条 (対象者の除外)

本賞の目的に照らして、筆頭著者が過去に本賞を受賞した場合に限り、選考の対象から除外する。

第4条 (本賞の内容)

受賞者には、賞状及び副賞を贈呈する。

第5条 (選考主体)

本賞の選考は、表彰委員会委員長を議長とする表彰委員会で行う。

第6条 (選考方法)

- (1) 受賞候補論文は、新規性、有用性、客観性の観点からは編集委員会の査読基準に基づく評価を経て「人間工学」誌上に掲載されていることに表彰委員会として留意するものとする。
- (2) 本賞の目的を踏まえ、表彰委員会は受賞候補論文を選考し、理由を添えた上で理事会へ推薦する。理事会は、受賞論文を決定する。
- (3) 受賞論文は2編以内とし、該当なしも可とする。

第7条 この規程の変更は、理事会の議決による。

附則

- 1 本規程は2002 年4月18 日から施行する。
- 2 2008 年11 月19 日改定
- 3 一般社団法人化に伴い2009 年11 月13 日改定
- 4 2010 年5 月8 日改定
- 5 2011 年4 月1 日改定
- 6 2014 年12 月19 日改定
- 7 2015 年9 月17 日改定
- 8 2015 年9 月17 日の本規程改定にともない、研究奨励賞選考及び授与規程細則は廃止する。